

エコマーク運営委員会（第 49 回）議事要旨

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

日 時：2022 年 10 月 5 日(水) 15:00-17:00

場 所：公益財団法人日本環境協会会議室（オンラインにて開催）

出席委員：有田 芳子 （主婦連合会）
○梅田 靖 （東京大学大学院）
大下 英治 （東京商工会議所）
大沼 章浩 （(一社)全日本文具協会）
加藤 敦史 （神奈川県）
鎌田 環 （(独)国民生活センター[委任状出席]）
川江 心一 （(公財)世界自然保護基金ジャパン）
木村 司 （(一社)電子情報技術産業協会）
齋藤 潔 （(一社)日本電機工業会）
鈴木 人司 （日本労働組合総連合会）
田中 太郎 （(株)日経 B P）
中本 純子 （全国消費者団体連絡会[委任状出席]）
西尾 チヅル （筑波大学大学院）
貫名 英一 （(一社)日本オフィス家具協会）
長谷川 雅巳 （(一社)日本経済団体連合会[委任状出席]）
波戸本 尚 （環境省[代理出席]）
藤井 実 （(国研)国立環境研究所）
増田 充男 （日本チェーンストア協会）
柳 憲一郎 （明治大学）
山内 明子 （コープみらい・コープデリ生活協同組合連合会
[委任状出席]）

（以上 20 名、50 音順、敬称略、○：委員長）

欠席委員：伊坪 徳宏 （東京都市大学）
田中 博敏 （(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会）

（以上 2 名、50 音順、敬称略）

事務局：新美、山縣、鎌形、藤崎、大澤、漣、菅原、佐野

- 議 題： 1. 2021 年度エコマーク事業収支決算報告
2. 2022 年度エコマーク事業進捗状況について
3. エコマーク事業実施要領、ガイドライン、委員会規定等の改定について
4. エコマーク新規申込時における、認定要求事項に対する苦情等への対応の誓約について
5. その他

配布資料一覧：

2022・2023 年度エコマーク運営委員会委員名簿

運営委 49-1 2021 年度エコマーク事業収支決算報告書

運営委 49-2 2022 年度エコマーク事業進捗状況について

運営委 49-3 エコマーク事業実施要領、ガイドライン、委員会規定等の部分的な改定について

運営委 49-4 エコマーク新規申込時における、認定要求事項に対する苦情等への対応の誓約について（予告）

1. 新委員の紹介、委員長の互選

神奈川県 加藤委員、日本電機工業会 齋藤委員が新たに就任されたことが紹介された。委員長の選出を行い、梅田委員が選出された。

2. 2021 年度エコマーク事業収支決算報告書

○資料「運営委 49-1」に基づき、事務局より 2021 年度エコマーク収支決算報告書について報告された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- ・事業費の支出について、システム開発が予算を超過したとの説明に関し、超過した理由は何か。

事務局) システムの要件定義を進めた結果、工数が増えて予算超過となった。予定外の機能追加等を行ったものではない。

3. 2022年度エコマーク事業進捗状況について

○資料「運営委 49-2」に基づき、事務局より 2022 年度エコマーク事業進捗状況について報告された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- ・CO2 削減効果の見える化について、認定基準は CO2 削減のみではなく、様々な環境側面を評価している。様々な環境側面への対応が必ずしも CO2 削減に直接結びつかず、場合によっては排出増となることもあると考えられる。総合的な環境配慮を重視しているにも関わらず、CO2 削減効果のみを示すことによって消費者、事業者などに対して取り組むべき環境対応をミスリードしてしまうのではないか。たとえば、ライバル企業より自社商品の CO2 削減効果が小さいことがある場合、データ提供を渋る可能性なども生じ、本来の趣旨が適切に反映されなくなることも想定され、十分留意した形で決めるべきである。エコマークとしてどのように情報開示していくのか、いまま少し慎重に議論すべきである。

事務局) 2015 年にエコマーク事業全体の CO2 削減効果を算定する際は簡易計算により算出した。また、これから品目ごとに計算方法を検討しなければならない。例えば、バイオマスプラスチックは、当時は認定基準がなかったので、計算方法を一から検討することになる。算定対象も、すべての商品類型で行うことは難しく、計算方法を構築できたもの、認定商品数が多いものから実施することが考えられる。

情報開示については、不特定多数が自由にデータにアクセスできるものではなく、例えば EC サイトなどへデータ利用方法を取り決めた上で提供するなど考えられる。商品個別のデータを提供する場合は慎重な配慮が必要になると思われ、ご指摘を踏まえて検討していきたい。

- ・削減効果の算出は簡単ではなく、商品によって異なる。また、商品ライフサイクルの CO2 排出評価についてはタイプⅢ環境ラベルというツールが別途あり、関係を考慮する必要もある。例えばペンなどの場合、CO2 排出に関しては素材・廃棄のライフステージが主に関係してくるが、消費者は使用ステージにおいて関係が深いものの、CO2 排出の面では影響が小さい。商品の調達側にとって、商品を購入したことによる CO2 削減効果がどのように関わるのかという視点もあり課題が多い。検討過程・内容を可能な限り透明化し、計算方法・条件等を明らかにして公開されていくことによって本業務に対する賛同が得られる。また、簡易な算定の結果を示すものであり、現実には減った CO2 量ではないことなどにも注意する必要がある。

このほか、EPEAT との協議に関して、EPEAT では基準の見直しを行っており、大変に複雑で厳しいものとなってきている。必ずしも現実の製品性能などを反映していないところもあり、各界が意見を出すなどによって協議中断となっている。今後の相互認証協議では留意が必要である。

事務局) CO2 削減効果については、表示方法、計算方法などに関してステークホルダー

とのコミュニケーションが重要であると認識しており、ご指摘を踏まえて検討したい。EPEAT との協議については、厳しい基準項目があると理解しており、EPEAT に従うのではなく、相互認証として相互に共通項目で合意できる部分を共通基準として設定し、審査を省略できるよう目指している。ご意見のとおり十分に留意したい。

- ・循環型ケミカルリサイクルの説明に関して、カーボンニュートラルや循環社会の形成が進んでいった場合にエコの評価は変化していくものであることから、変化の過程において、現在はエコであると評価されるものが、さらに変化が進んだ場合には役割を終えるものもある。たとえば、廃プラスチックからアンモニアを製造するプロセスに関する認定基準は水素社会への転換とともに引き際と役割を考慮しながら整理していく必要があると思われる。今後は商品類型を増やしたり減らしたりしていくことになる。

事務局) 今後に予定している循環型ケミカルリサイクルの準備委員会において対象の議論も行う予定であり、ご意見についても検討したい。

- ・近年、プラスチックが大きな問題となってきた状況下でバイオマスプラスチックを歓迎する動きが出ている。植物性プラスチック、バイオマスプラスチックならばすべて環境に良いという風潮に関しては注意すべきである。エコマークでは海外の認定基準を参考にされている点の評価できるが、緩いものとなってしまうようにRSBなどの厳格な基準を調査し、それらを参考にするなどして進めて頂きたい。

金融投資商品については、業界などにヒアリングを進めるなど、ユニークな取組と評価する。金融機関に対してサステナビリティ面での責任を問う声も強くなっているのが良いことである。エコマークとしてどのように金融投資商品の認定基準を策定するかの方針があれば伺いたい。今後、進捗についても適宜報告して頂きたい。

事務局) バイオマスプラスチックについては、先行している欧州の認証制度があり、エコマークの持続可能性チェックリストとして網羅している。また、現時点ではバイオマスプラスチックのマスマランス品の認定を行う場合にはRSBといった海外の認証制度を利用せざるを得ず、海外製造分のトレーサビリティなどはそのシステムを活用する形となる。

金融投資商品に関しては、金融業界におけるエコマークの認知度が低く、時間をかけて認知度を高めていくことから始めていかなければならないと考えている。欧州では個人向け金融投資商品の基準があるが、日本ではガイドライン主導であり、欧州と温度差があると感じている。欧州の基準を参考に日本で基準を策定することはすぐには難しい。今後も進捗について報告する。

- ・意見・質問のあったCO2削減効果の見える化は事務局で作業を進めるのか。

事務局) 外部調査機関も活用しながら、企画戦略委員会などで検討したい。各委員会の専門家にも指導を頂きたいと考えている。

4. エコマーク事業実施要領、ガイドライン、委員会規定等の改定について

○資料「運営委 49-3」に基づき、エコマーク事業実施要領、ガイドライン、委員会規定等の改定案について、文言の統一を図るなどの確認と修正を行うことを条件に承認された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

事前意見の事務局代読) 資料 49-3 において、「エコマーク事務局は」、「事務局は」など文言の不統一がある。

・P2 エコマーク使用規定の第5条

「エコマーク事務局は、」の「エコマーク」は不要ではないか。同ページの④の文章は「事務局は、…」で始まっている。一方、「エコマーク事業実施要領」等で最初に出てくる箇所には「エコマーク事務局(以下「事務局」という。)」と記載されている。

・P3 エコマーク商品認定審査に関するガイドライン

I. 新規申込の2. の下から2行目

「評価結果のレビューし、…」→「評価結果のレビューをし、…」

※P5の2行目は、「評価結果のレビューをし、…」となっています。

事務局) 誤植も含めてもう一度点検したい。

・明文化されていないところを明確にしたということで、基本的なエコマークの活動には変更がないという理解でよいか。

事務局) この改定に関連して活動が変わることはない。エコマーク使用契約者に影響する事項は、各企業・団体に事前に周知したうえで進めなければならないが、今回はその必要も生じていない。

5. エコマーク新規申込時における、認定要求事項に対する苦情等への対応の誓約について

○資料「運営委 49-4」に基づき、エコマーク新規申込時における、認定要求事項に対する苦情等への対応の誓約について説明され、承認された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

・実施要領に本件記載があるのか。

事務局) 実施要領ではなく、エコマークの申込者が提出するエコマーク商品認定・使用申込書において、申込にあたっての誓約事項として追加する。エコマーク認定の要求事項への適合性に関する苦情があった場合には契約者が対応すること、苦情が寄せられた場合に記録し処理すること、事務局から要請があった場合は開示することを新たにお願いすることになる。

・本項を申込書類に設ける根拠を実施要領などに記載しておかなくてもよいか。

事務局) 文書規程というよりは、エコマーク使用契約者と当協会との間の取り決めに関

わる問題と考えている。既に締結済の契約書を再締結するのはエコマーク使用契約者にとっても大きな負荷となるので、このような方法とした。

6. その他

○次回日程について、23年3月頃の開催を計画し、後日あらためて日程調整する。

以上